

〔草案〕

有田町立小中学校の適正規模・
適正配置について （答申）

令和6年●月●日

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会

目次

はじめに		3
第1章 町立小中学校をめぐる現状と課題		
1. 町の人口と将来推計		4
2. 学校別児童生徒数の現状と今後の見込み		5
3. 学校規模の現状		5
4. 学校の小規模化による課題		7
5. 学校施設の現状		9
第2章 町立小中学校の適正規模・適正配置のあり方		
1. 適正規模・適正配置の検討にあたって		10
2. 小中学校の適正規模について		10
3. 小中学校の適正配置について		11
4. 適正規模・適正配置を実現するための学校再編		12
第3章 適正化の実施にあたって配慮すべき事項		
1. 学校再編の進め方		13
2. 学校が担う役割		13
3. 通学手段の確保		13
4. 子どもの心理面への配慮		14
5. 魅力ある学校づくり		14
6. 学校の枠を超えた交流		14
おわりに		15
【資料編】		
資料1 諮問書（写）		17
資料2 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会条例		18
資料3 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会 委員名簿		20
資料4 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会 審議経過		21
資料5 町内小中学校配置図		22

はじめに

有田町立小中学校の適正規模・適正配置については、平成 22 年度に適正規模・適正配置検討委員会が組織され、翌 23 年度に第 1 次答申が出されました。その内容は、「(平成 23 年度現在において) 学校の配置は適切であり、小規模の学校があるものの、規模もおおむね適切と言える。今後少子化が進み、実際に複式学級を検討する時期が来れば、改めて子どもに望ましい教育環境の在り方を論議する」というものでした。

この答申から約 10 年が経過し、予測していた以上に有田町の少子化が進み、学校施設の老朽化が進む中、令和 4 年 3 月には文部科学省から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」としてポストコロナ時代における学校施設や学びのスタイルの変容への対応等についての最終報告が出されました。そこで、令和 5 年 6 月、新たに有田町立小中学校適正規模適正配置審議会（以下「審議会」という。）が設置され、有田町教育委員会から「有田町立小中学校の適正規模及び適正配置について」諮問を受け、答申まで●回にわたり慎重な審議を重ねてきました。

審議会では、それぞれの委員の立場から様々な意見がありましたが、子どもの生命を守るためにも、学校は安心安全な場所であるべきという理念のもと、「有田の子どもにとってより良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」を第一に議論し、ここに答申を取りまとめました。

この答申が、有田町の将来を担う子どもにとってより良い教育環境確保のための指針となることを願います。

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会

第1章

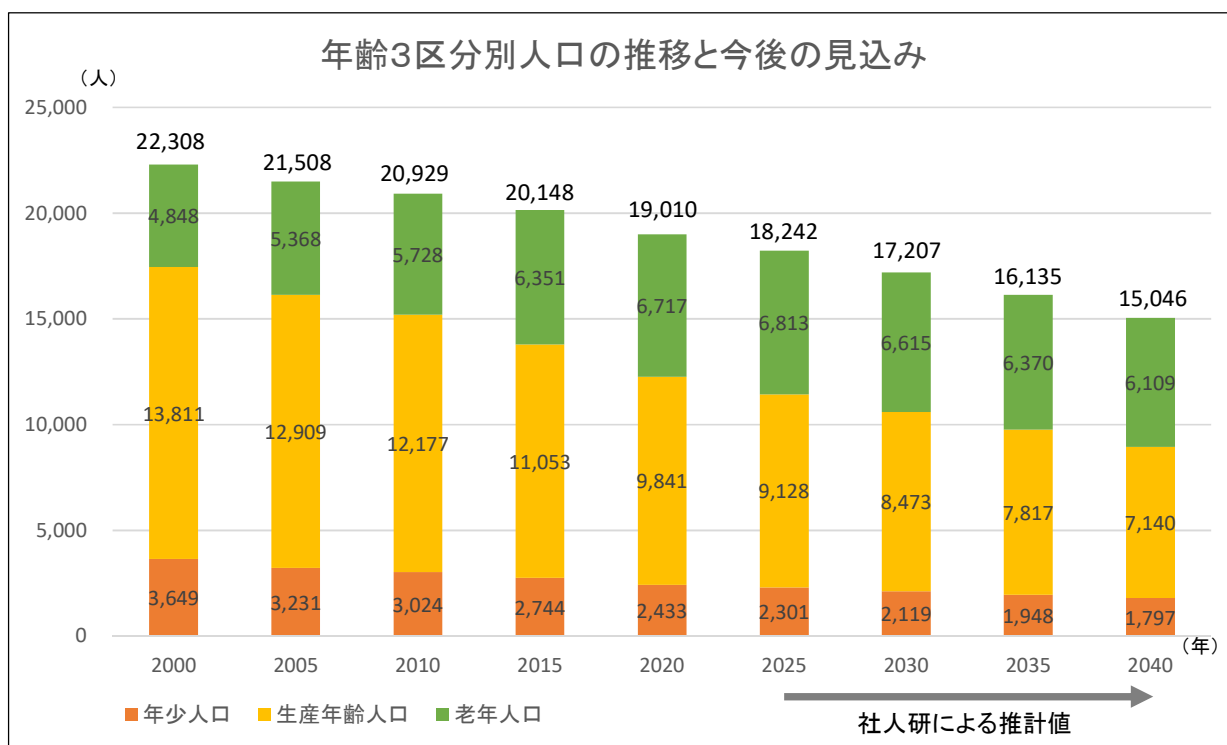
町立小中学校をめぐる現状と課題

1. 町の人口と将来推計

有田町の総人口は近年減少が続いていて、2020年の国勢調査では19,010人となっています。年齢別に見ると、特に生産年齢人口（15歳～64歳の人口）が減少しています。（【図1】）

これに伴い14歳以下の年少人口についても減少が続いていて、2000年から2020年までの20年間で、3分の2程度（66.7%）になっています。また、町の将来推計では、2040年までの約20年間で、現在からさらに600人ほど減少（△26.1%）するものと見込まれています。

【図1】



2. 学校別児童生徒数の現状と今後の見込み

(1) 小学校

【表 1】

小学校名	2020 年	2023 年	2025 年	2030 年	2035 年
有田小学校	86 人	92 人	87 人	72 人	58 人
有田中部小学校	474 人	465 人	465 人	392 人	312 人
曲川小学校	297 人	277 人	228 人	160 人	136 人
大山小学校	235 人	210 人	190 人	126 人	108 人
合計	1,092 人	1,044 人	970 人	750 人	614 人

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査
 2025 年 住民基本台帳・各校在籍者からの見込み
 2030 年、2035 年 有田町第2次総合計画 データより

(2) 中学校

【表 2】

中学校名	2020 年	2023 年	2025 年	2030 年	2035 年
有田中学校	286 人	262 人	278 人	284 人	186 人
西有田中学校	211 人	241 人	252 人	203 人	145 人
合計	497 人	503 人	530 人	487 人	331 人

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査
 2025 年～2035 年 住民基本台帳からの見込み

3. 学校規模の現状

学校規模は、国の法令上、小中学校とも 12～18 学級を標準としています。

有田町では、小学校 4 校中、標準規模校は有田中部小学校 1 校で、残る 3 校は小規模校です。また、中学校は 2 校とも小規模校となっています。

(1) 小学校の学級数（普通学級）

【表 3】

小学校名	2020 年	2023 年	2025 年	2030 年	2035 年
有田小学校	6	6	6	6	6
有田中部小学校	16	15	14	12	12
曲川小学校	11	10	9	6	6
大山小学校	10	8	7	6	6

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査
 2025 年 住民基本台帳・各校在籍者からの見込み
 2030 年、2035 年 有田町第2次総合計画 データより

(2) 中学校の学級数（普通学級）

【表 4】

中学校名	2020 年	2023 年	2025 年	2030 年	2035 年
有田中学校	9	9	8	8	6
西有田中学校	6	7	8	6	6

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査
2025 年～2035 年 住民基本台帳からの見込み

(参考) 学校規模にかかる国・県の基準

(2023 年度現在)

【国の基準】

○法令では、学校規模を学級数で示しています。

小学校・中学校ともに、標準学級数は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。
(学校教育法施行規則第 41 条および第 79 条)

○1 学級の児童生徒数の標準については、次のとおりとされています。

(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条)

	小学校	中学校
同学年の児童で 編成する学級	35 人 (1～4 年生)	40 人
	40 人 (5、6 年生)	
複式学級 (2 個学年)	16 人 (1 年生を含む場合 8 人)	8 人

【佐賀県の基準】

○国の基準では、段階的に小学校の 1 学級児童数を全学年 35 人にする予定ですが、佐賀県ではそれを 1 年前倒しして実施しています。そのため、1 学級の児童生徒数の標準について、上の表が次のとおり読み替えられることになります。

	小学校	中学校
同学年の児童で 編成する学級	35 人（1 ～ <u>5 年生</u> ）	40 人
	40 人（ <u>6 年生</u> ）	
複式学級 （2 個学年）	16 人 （1 年生を含む場合 8 人）	8 人

4. 学校の小規模化による課題

小規模校の一般的なメリット・デメリットについては次のようなものが一例としてあげられます。（【表 5】）

【表 5】

項目	メリット	デメリット
学習面	○児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1 学年 1 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。（【表 6】） ○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導等、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なこと等から、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。

項目	メリット	デメリット
生活面	○児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

資料： 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

（参考）学校の規模別教職員配置の標準

【表6】

小学校			中学校		
学級数	教員数	うち教諭	学級数	教員数	うち教諭
3学級	4.75人	3.75人	3学級	9.0人	7.5人
6学級	8.75人	7.00人	6学級	11.5人	9.5人
12学級	15.50人	13.50人	9学級	16.5人	14.5人
18学級	22.60人	20.60人	12学級	19.9人	17.9人
24学級	29.00人	27.00人	15学級	24.5人	22.5人

資料： 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき算出。

5. 学校施設の現状

【表 7】

学校名	建物名称	築年数	学校名	建物名称	築年数
有田小学校	校舎	6 年	有田中学校	校舎	45 年
	体育館	6 年		体育館	44 年
有田中部小学校	校舎	19 年	西有田中学校	校舎	64 年
	体育館	17 年		体育館	18 年
曲川小学校	南校舎	58 年	※表中の網掛け太字は、令和 2 年度に行った劣化状況評価で、100 点満点中 50 点に達しなかった建物。		
	北校舎	43 年			
大山小学校	体育館	42 年			
	校舎	50 年			
	体育館	41 年			

資料： 有田町学校施設長寿命化計画 （築年数は令和 5 年度現在に時点更新）

第2章 町立小中学校の適正規模・適正配置のあり方

1. 適正規模・適正配置の検討にあたって

（検討の必要性）

全国的に少子化が進む中、有田町においても、児童生徒の減少に伴い小中学校の小規模化が進行しています。同時に、複数の学校施設の老朽化が進み、建替や大規模な修繕が必要になっています。この現状を踏まえ、新しい時代の学びを実現する教育環境の向上と老朽化対策を一体的に進め、子どもたちにとって最適な学習環境の整備を目指し、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方について協議を行うことになりました。

（重視したこと）

①子どもを第一に考えること

学校施設の第一の受益者である子どもを第一に考え、「次代を担う有田町の子どもにとってより良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」ということを念頭に、適正な学校の規模や配置について議論しました。

②地域の実態と将来を見据えた議論

施設の実態や町の財政状況等を勘案し、また、児童生徒数の将来推計などを調査して、40年、50年先を見据えた教育環境について議論しました。

2. 小中学校の適正規模について

有田町の学校施設において、今後、小規模化かつ老朽化のために建替えおよび大規模改修が発生する際には、次のような学校規模が適正と考えます。

- 人間関係の固定化を避けるため、小中学校とも、クラス替えができる規模（各学年2学級以上）が望ましい。
- 中学校は教科担任制であることから、生徒の学習などに影響がないよう全教科に十分な教員配置を行うために、文部科学省が発出した学級数に係る教職員の配置基準を考慮し、9学級（各学年あたり3学級）以上が望ましい。



望ましい学校規模

- 小学校 12～18 学級（各学年 2～3 学級）
- 中学校 9～15 学級（各学年 3～5 学級）

3. 小中学校の適正配置について

○学校の位置や校区の決定については、児童生徒の負担面や安全面などを考慮し、適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

（参考）

適正な通学距離として、法令では小学校は概ね 4km 以内、中学校は概ね 6km 以内とされています。（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条）ただし、適切な交通手段が確保でき、遠距離通学のデメリットを一定程度解消できる見通しが立つ場合には、概ね 1 時間以内の通学時間を目安とすることができることとなっています。

資料：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引



望ましい学校配置

○（小中学校とも）

通学時間がおおむね 1 時間を超えないよう、考慮した配置とする

※遠距離通学の児童生徒に関しては、交通手段の確保を前提とする。

※1 時間の通学時間は、特に低学年の児童には負担が大きいため、安全性を考慮し、可能な限り負担軽減・時間短縮を図る必要がある。

4. 適正規模・適正配置を実現するための学校再編

(1) 学校再編の進め方

現在の有田町は、平成 18 年の 2 町合併から約 20 年経つものの、まだ旧町間の距離感のようなものを感じるときがあります。今回の答申後に、中学校が統合再編されることで、そういった歴史と文化の融合という、大きな生まれ変わりの機会になるといった期待があります。きっと、子どもたちにとっても、将来成長したときに過ごしやすいまちづくりになることと思います。こういった考えから、本審議会では、小規模化かつ老朽化している学校の統合を基本として学校の再編を検討すべきという結論になりました。

有田町において、小中学校の適正規模・適正配置の考え方に基づき、老朽化した施設の学校再編を計画的に進めていくにあたっては、明確な町のビジョンを持ち、基本的な方針について明らかにしたうえで対応することが望ましいと考えます。

●小規模化による中学校の課題を解消する

中学校では、小規模化により教職員の配置や部活動などで実際に制約が出てきています。また、学校施設の老朽化が進んでいることから、出来るだけ早く再編を進める必要があります。現在町に 2 校ある中学校を 1 校に統合することが考えられます。

●小規模化かつ老朽化している小学校の課題を解消する

町内の小学校には、小規模で老朽化が進んでいる学校もあります。これらの小学校については、統合して新設することが考えられます。

(2) 地域特性を生かした小規模校（小学校）の取り組み

子どもの性格等によって、児童にきめ細かな指導ができるという点で小規模校を好まれることがあります。子どもや保護者の選択肢として、小学校については、小規模校を当分の間存続させることも考えられます。その場合は、以下のことを考慮してください。

○小規模校の在り方を検討するときには、適正規模・適正配置の考え方との関連性や判断基準などを明確にしたうえで、教育水準の維持・向上を図っていくための施策を考えていく必要があります。

○特色ある学校づくりに取り組みが必要と考えます。

○各学年 1 学級の児童生徒数を維持するために、町内の校区外からの通学を可能にする制度の創設が望まれます。

○将来、複式学級が見込まれる場合は、標準規模校への統合を検討することが望まれます。

第3章 適正化の実施にあたって配慮すべき事項

小中学校の適正規模・適正配置を進めるにあたって、より良い学校再編となるよう、審議会から教育委員会に対し、特に留意してもらいたいこととして、次のとおり意見をまとめました。

1. 学校再編の進め方

○学校再編の検討にあたっては児童生徒の教育環境改善という視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校には、地域社会の将来を担う人材を育てる場所というだけでなく、防災・保育・地域交流の場など様々な機能を有していることが多く、学校づくりがまちづくりと密接にかかわってくることになるため、学校の再編にあたっては、保護者や地域住民に対して十分かつ丁寧な説明を行い、保護者や地域住民の理解や協力のもとで進めてください。

○町として目指すビジョンを明確にして、それに基づく再編方針を打ち出してほしいです。町として、この先「子どもがこの町で生活してもらうために、どうしていくのか」という大枠が示されている方が、今後具体的な方針や施策を考えると説明が分かりやすくなると思います。

2. 学校が担う役割

○学校建設の際には、地域の人たちと連携・協働していく活動や交流の拠点として、町の施設との複合化などを検討してください。

○子どもの生命を守るためにも、学校は安心安全な場所であるべきです。災害時の避難所機能など、防災機能を持たせることが望ましいと考えます。また、強制されたものでなく、子どもがそれぞれの個性に合った教育を受け、希望をもって明るく過ごせる場所にし、子どもも学校や地域への愛着を持てる学校にしてください。

3. 通学手段の確保

○学校統合により遠距離通学になる児童生徒の地域においては、通学の負担を軽減するため、公共交通機関の運賃の補助やスクールバス送迎などの施策をとることが必要だと思われます。

4. 子どもの心理面への配慮

- 学校が再編されれば、子どもは新たな人間関係の構築が必要になります。特に小規模校から標準規模校に移行する学校は、大きな環境の変化に対応するために子どもの心理面にも大きな負担がかかると考えられます。この負担を減らし新たな学校生活にスムーズに移行できるよう、事前の学校間交流など、考えられる対応策はできるだけ取ってほしいです。
- 特別な支援を必要とする子どもについては、急な環境変化で混乱することがないように、特に配慮する必要があると考えられます。

5. 魅力ある学校づくり

- 有田町は全国に知られるやきものの町なので、「伝統」「芸術」というのは自然と学校の特色になってくると思います。小さな学校でも、小規模ならではのメリットを生かして、他の校区からも希望する児童を受け入れる形で特色（魅力）ある教育を実現できれば素晴らしいと思います。
- 現在あるコミュニティスクールの枠組みを生かして、地域の伝統や文化、地域住民の思いを継いで、地域と学校が協力して魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが望ましいと考えられます。
- 子どもだけでなく、地域の住民もそこに集まってくるような学校ができれば嬉しいです。皆が「あの学校に行きたい」と思える学校、少々通学条件が悪くとも保護者に「絶対に地元の学校へ通わせたい」と思ってもらえる学校づくりを考えていく必要があります。

6. 学校の枠を超えた交流

- 学校の小規模化による課題として「学びあい・切磋琢磨の機会の減少」とありますが、この対策として、学校の枠を超えた交流事業や合同授業、意見交換会なども検討するべきではないかと考えます。その際には、ＩＣＴを活用した遠隔交流だけでなく、実際に顔を合わせて行うリアルの交流も重視するようにしてください。

おわりに

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会では、教育委員会からの諮問を受け、学校の適正規模・適正配置の在り方について、慎重に議論を重ねてきました。全国的に少子化が進む中、有田町も例外ではなく、少子化にともなう学校の小規模化が進行しています。その中にあっても将来にわたって義務教育の機会均等・教育水準の維持向上を図り、子どもの生き抜く力を育む教育環境を実現することが、小中学校の適正規模・適正配置の目的であり、私たちの願いです。

この答申で審議会としての方向性を示しましたが、ある程度の集団規模を確保し、多様な考えに触れることができる学校を維持するためには、児童生徒数の推移を注視し、複式学級が検討されるようになる前の早い段階から、具体的な検討をするとともに、地域との継続的な話し合いの場を持つ必要があります。

従来有田町は地域とともにある学校を目指し、コミュニティスクールを推進し、地域ぐるみで子育てに取り組んでいました。また、学校自体が、教育の場としてだけでなく、地域の拠点として幅広い役割を担ってきました。今後もこの流れが途切れることなく、学校が地域とともにあり、地域住民に愛される存在であり続けることを願ってやみません。

今後、この答申を契機として、保護者・地域住民・行政といった様々な方々が一体となって話し合い、知恵を出し合い、相互理解を深めることで、有田の子どもにとってより良い教育環境づくりに繋がることを切に望みます。

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会
会長 中島 秀明

【 資 料 編 】

諮問書（写）

有教学第145号
令和5年6月22日

有田町小中学校適正規模適正配置審議会会長 様

有田町教育委員会



有田町立小中学校の適正規模及び適正配置について（諮問）

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会条例（令和4年有田町条例第12号）第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 基本的な考え方
 - （1）中学校の適正規模（学校の適正学級数）
 - （2）小学校の適正規模（学校の適正学級数）
2. 適正配置の方策
 - （1）中学校の適正配置
 - （2）小学校の適正配置

（諮問の理由）

全国的に少子化が進む中、有田町においても、児童生徒の減少に伴い小中学校の小規模化が進行しています。同時に、複数の学校施設の老朽化が進み、建替や大規模な修繕が必要になっています。

この現状を踏まえ、新しい時代の学びを実現する教育環境の向上と老朽化対策を一体的に進め、子どもたちにとって最適な学習環境の整備を目指し、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方についてご審議いただきたく、ここに諮問するものです。

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会条例

令和4年有田町条例第12号

(設置)

第1条 少子化に伴い児童生徒が減少している現状を踏まえ、子どもたちにとってより良い学校運営に資することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、有田町立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正な学校規模及び適正な配置に関し、必要な事項を調査審議するため、有田町立小中学校適正規模適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、有田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、長期的な展望に立った学校の適正規模及び適正配置に関し調査研究し審議する。

2 審議会は、審議した結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき小中学校に置くものをいう。）が推薦する者
 - (3) 町議会議員
 - (4) 小中学校の校長を代表する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、第2条第2項の規定による答申を行う日までとする。
- 3 第1項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときはその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年有田町条例第33号）に定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会委員名簿

役 職	氏 名	役職等
会 長	中島 秀明	有識者委員
副会長	池田 昇	学校運営協議会委員代表
	橋本 利彦	学校運営協議会委員代表
	山田 洋子	学校運営協議会委員代表
	吉野 佳子	学校運営協議会委員代表
	今泉 藤一郎	有田町議会議員代表
	松尾 文則	有田町議会議員代表
	松尾 寛	有田町立小学校校長代表
	小嶋 貴之	有田町立中学校校長代表
	廣川 正孝	有田町総区長会代表
	花田 宇利	有田小学校保護者代表
	浦 抄知	有田中部小学校保護者代表
	福島 耕輔	曲川小学校保護者代表
	中尾 貴志	大山小学校保護者代表
	西山 翔	有田中学校保護者代表
	前田 真二	西有田中学校保護者代表
	廣 知徳	西松浦郡連合 P T A 会長
	諸隈 悦子	西松浦郡連合 P T A 母親委員長
	武市 京子	佐賀大学学生（芸術地域デザイン学部）
	森 竹美	一般公募による委員

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会の日程（仮）

	開催日		内 容
第1回	令和5年6月22日	諮問	1 委嘱状交付 2 会長および副会長の選任 3 諮問 4 議事 (1) 前回(平成23年)適正規模訂正配置検討委員会の答申について (2) 町内小中学校の現状について (3) 会議の情報公開について (4) 今後のスケジュール(案)について
第2回	令和5年7月27日	視察	1 町内の学校視察 2 グループでの意見交換 3 意見発表
第3回	令和5年8月24日	審議	1 前回審議会の確認事項について 2 協議事項 (1) 学校の適正規模の考え方について (2) 町内小中学校の現状と課題について (3) 今後の協議について
第4回	令和5年9月28日	審議	1 前回審議会の意見集約について 2 協議事項 (1) 学校の規模別パターンの検証について
第5回	令和5年10月26日	審議	1 前回審議会の補足説明について 2 協議事項 (1) 中学校の適正規模について(グループ討議) (2) 小学校の適正規模について(グループ討議) (3) 意見発表
第6回	令和5年11月30日	審議	1 前回審議会の意見集約について 2 協議事項 (1) これまでの審議の確認について (2) 小中学校の適正規模と適正配置に関する意見集約について (3) 答申に記載する意見(要望など)
第7回	12月	審議	
第8回	1月	審議	
予備	2月	答申	

町内小中学校配置図

